

経税部
だより

インボイス制度をめぐる最近の動向

税理士 上野 精一

1. インボイス制度の復習

資格請求書(インボイス)とは、売手が買手(課税事業者)から求めたとき、インボイスを交付し、その写しを保存しておく必要がある。買手は仕入税額控除の適用を受けるために「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。売手である登録事業者は、買手が必要とする書類を保存する必要があります。

2. 事業者登録制度(インボイス登録) 進捗の実態

6月27日の日本経済新聞によると、本年5月末時点で納税義務がある約300万の課税事業者の8割を超える250万程度がインボイス登録しているのに対して、基準期間の課税売上高が1千万円以下のため免税事業者となっている約500万の事業者のうち、インボイス登録を済ませたのは約1割の66万に留まっているとのことだ。

政府は当初、本年10月1日の制度開始に間に合うように、本年10月

3. 歯科医院としての対応

「経税部だより」2022年10月25日号「歯科医師とインボイス制度」にも記載がありますが、取引相手が一般消費者である場合には消費税の申告

告で仕入税額控除を受けることがなく、金属回収業者は古物商特例があるため、売手としての歯科医院がインボイスを発行する必要はありません。

したがって、免税事業者である歯科医があえてインボイス登録をして課税事業者を選択するのは、産業医、社員健診等として企業からインボイスを要求される場合や自費売上について消費税を請求する場合等です。

これらの売上が多額でなければインボイス登録をする必要はないと考えられます。

一方買手としての歯科

4. アンケート結果からみた売手のインボイス登録の是非

皆様にも届いているかもしれませんが、「適切に請求書発行事業者登録番号の通知と依頼について」等の書面アンケートが買手取引先から要請される事例が増えています。その目的には、買手からのインボイス登録の要請や仕入税額控除を受けられないことを理由とした取引価格の引き下げ交渉等も考えられますが、前述したように、その進め方によっては下請法や独占禁止法が禁止される場合があります。

「優越的地位の濫用」に抵触する場合もありま

私の所属するみのり税理士法人が買手としての48社に対して、インボイス登録をしない売手取引先への対応に関しての調査を行った結果、E「今まで通り消費税金額を含めた税込価額にて支払う」が35%と最多ではあったものの、次がB「十分話し合いをした上で消費税金額は支払わず、税抜価額にて支払

5. 副業(不動産賃貸業等)におけるインボイス対応

冒頭の免税事業者の登録が進んでいない理由には、上記のように買手の対応が読めないという点

冒頭の免税事業者の登録が進んでいない理由には、上記のように買手の対応が読めないという点が大いと考えられます。歯科医も副業を行っている場合には消費税の納税義務があります。免税事業者との取引の場合、経過措置として2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)等が設けられたため、買手がすぐにはインボイスを求めてこないかもしれません。買手が中小零細で余裕がない場合には取引先

6. 2023年度税制改正に伴う負担軽減措置(2割特例ほか)

インボイス登録をした場合には、消費税の申告、書類の作成・保存等に

の負担が増加しますが、インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置である2割特例が2023年度税制改正に盛り込まれました。

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合には、納税額を売上税額の2割に軽減し(図2)、特例適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで足りります。また、2割特例を適用する場合は、2026年3月31日(10月12月)の申告から2026

社では免税事業者である事や理由として、取引の制限や一方的な取引価格の引き下げ等は行わず、これまで通りお支払いすればインボイス登録はしませんが、Bであれば登録の検討をする必要があるということになります。

ツイッター投稿で真偽の確認はできていませんが、某大手出版社は「弊社では免税事業者である事や理由として、取引の制限や一方的な取引価格の引き下げ等は行わず、これまで通りお支払いすればインボイス登録はしませんが、Bであれば登録の検討をする必要があるということになります。

2割特例を適用できる期間は、2023年10月1日から2026年9月30日までの日の属する各課税期間となり、免税事業者である個人事業者が選択届出書を提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

2割特例を適用できる経過措置が設けられており、この経過措置の適用を受ける場合、登録開始日を含む課税期間中に消費税簡易課税制度を選択届出書を提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

注意点は、2割特例を適用する場合は、2026年3月31日(10月12月)の申告から2026

年分の申告までの計4回の申告が適用対象範囲となります(図3)。

また、免税事業者がインボイス発行事業者の登録申請を行った場合には、登録を受けた日から課税事業者となることができる経過措置が設けられており、この経過措置の適用を受ける場合、登録開始日を含む課税期間中に消費税簡易課税制度を選択届出書を提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

注意点は、2割特例を適用する場合は、2026年3月31日(10月12月)の申告から2026

図1 免税事業者への支払いに関するアンケート調査結果 (みのり税理士法人)

支払方法	割合	社数
A 一方的に消費税金額は支払わず、税抜価額にて支払う	2%	1社
B 十分話し合いをした上で消費税金額は支払わず、税抜価額にて支払う	27%	13社
C 一方的に本来の消費税金額の半分の支払う	0%	0社
D 十分話し合いをした上で本来の消費税金額の半分の支払う	4%	2社
E 今まで通り消費税金額を含めた税込価額にて支払う	35%	17社
F 取引をやめる	8%	4社
G その他	23%	11社
	100%	48社

図2 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の経過措置

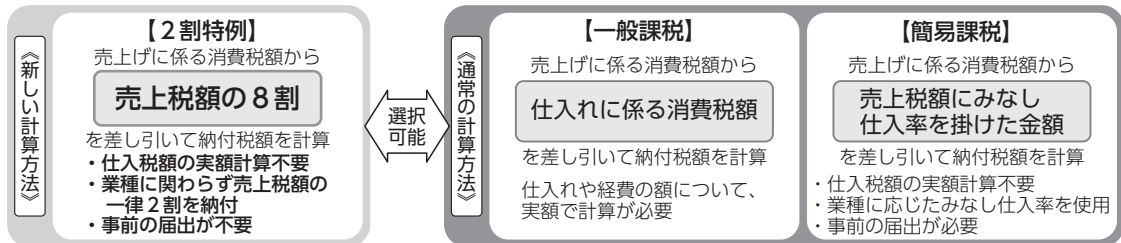
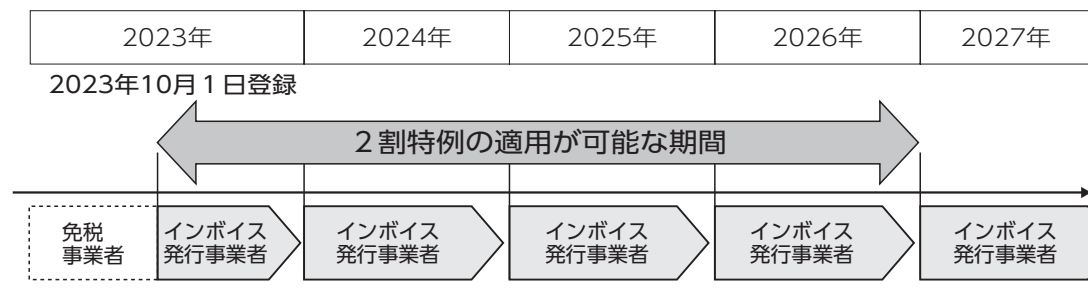


図3



(おわり)

例はインボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象です。インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1カ月または3カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の対象とはなりませんので、必ず事前に税理士にご確認ください。